商　品　要　項

令和７年３月 31 日申込分まで取扱い

<table>
<tr><td colspan="2">商品名</td><td>多目的リフォーム</td><td>多目的リフォーム　プレミアム</td><td>多目的リフォーム　スペシャル</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象顧客</td><td colspan="3">満１８才以上で完済時年齢が８１才未満の安定、継続した収入の見込める方。尚、資金使途が借換の場合は、直近６ヶ月以内に延滞がない方。</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象物件</td><td colspan="3">申込者本人が居住する（居住を予定する場合も含む）申込者本人所有の居宅、もしくは申込者本人が同居する（同居を予定する場合も含む）家族所有の居宅とします。但し、資金使途④（家屋解体に要する資金）の場合は居住を要件としません。</td></tr>
<tr><td colspan="2">融資金額</td><td colspan="3">１０万円以上～２，０００万円以下　　WEB 申込は 1000 万円以下となります。
但し、借換の場合は残高決済資金の範囲内とします。また、資金使途④（家屋解体に要する資金）の場合は３００万円を上限とします。
尚、５００万円超の取扱いについては、本ローンを含む総返済金の年間返済額が前年所得の４０％以内とし、本人所得には、同居する親族に限り、申込者の年収の１／２を限度として所得合算することを認めます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">融資期間</td><td colspan="3">１５年以内　　尚、借換資金の場合の融資期間は、借換対象ローンの残存期間＋３年（最長１５年）を最長とします。但し、資金使途④（家屋解体に要する資金）の場合は、原則７年以内とします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">資金使途</td><td colspan="3">①　リフォーム関連資金
増改築・修繕等資金、電化対応等資金、エコ給湯対応等資金、バリアフリー対応　等資金等々
②　他金融機関のリフォーム資金に関するローンおよび住宅ローンの借換資金
但し、店舗改装等のリフォーム資金の借換は除きます。
③　住宅購入に伴う諸費用および住宅購入関連資金の一部
登記費用、引越費用、仲介手数料、その他保証会社が妥当と認めたもの
④　家屋解体に要する資金
但し、転売目的、事業性用途として使用している建物の解体は除きます。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">融資金利</td><td>基準金利：年2回変動</td><td>基準金利：年２回変動</td><td>基準金利：年２回変動</td></tr>
<tr><td>年2.80%</td><td>年 2.50%</td><td>年 2.15%</td></tr>
<tr><td colspan="3">審査により決定します。WEB 申込で上記金利から△0.2%優遇いたします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">貸付形態</td><td colspan="3">証書貸付</td></tr>
<tr><td colspan="2">返済方法</td><td colspan="3">元利均等返済または元利均等ボーナス併用返済
（但し、ボーナス分は融資金額の 50%以内で１万円単位）</td></tr>
<tr><td colspan="2">実行方法</td><td colspan="3">原則　本人口座経由の資金使途先（借入先）への振込指定とします。但し、融資金が１００万円未満でかつ保証会社が認めた場合はこの限りではありません。尚、他金融機関の借換資金で、借入先への決済方法が口座振替のみの場合は、当該金融機関の返済口座（契約者名義）に決済予定日の前日もしくは当日に本人口座経由で振込むことも可とします。また、保証会社が必要と認めた場合は工事着工確認後もしくは工事完了確認後の振込とします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">連帯保証人</td><td colspan="3">原則不要
但し、保証会社が必要と認めた場合または５００万円超の取扱いで以下のいずれかの場合には連帯保証人が必要となります。
①対象物件が共有名義の場合の共有者　②所得合算を行う場合の合算者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">必要書類</td><td>本人確認資料</td><td colspan="3">運転免許証写し（原則）・健康保険証写し、マイナンバーカード写し・パスポート写し・印鑑証明書等</td></tr>
<tr><td>所得証明書</td><td colspan="3">融資金額１０１万円以上は必要となります。</td></tr>
<tr><td>資金使途証明書</td><td colspan="3">見積書写しまたは契約書写し融資金額１０１万円以上の場合は、登記簿謄本が必要となります。尚、借換の場合は、借入先、資金使途、直近６ヶ月以内正常であることを証明するもの（返済予定表・返済用預金口座通帳・残高証明書等）および借入先返済口座等が必要となります。但し、資金使途④（家屋解体に要する資金）の場合は、融資金額問わず建物謄本等が必要で所有名義が申込人本人または申込人家族であることが必要となります。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">注釈</td><td>他金融機関</td><td colspan="3">他金融機関にはクレジット会社を含みますが、消費者金融会社は除きます。</td></tr>
<tr><td>団体生命保険</td><td colspan="3">団体生命保険の加入は任意となります。加入する場合は金利に上乗せがあります。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">融資金額の合計が 500 万円超となる場合は当組合の組合員となる必要があります。</td></tr>
</table>